

香川県外国人留学生就職促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 香川県外国人留学生就職促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、県内の外国人留学生受入校（以下「受入校」という。）が取り組む事業に要する経費の一部を補助することにより、外国人留学生の県内への受入及び県内での就職を促進することを目的とする。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、次表の1の項に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う受入校に対し、同表の3の項に掲げる条件を補助条件として、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、次表の4の項に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額から、当該補助事業に伴う寄附金その他の収入（本補助金を除く。）の額を控除した額に、同表の5の項に掲げる補助率を乗じて得た額（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。ただし、1校につき同表の6の項に掲げる額を限度とする。

項目	内容
1 補助事業	(1) 外国人留学生の県内受入の促進に資する事業 (2) 外国人留学生の県内就職の促進に資する事業 ただし、次のいずれかに該当する事業を除く。 ア 国、県、市町、外郭団体等の公的団体から補助・助成を受けて実施する事業 イ 対象者を留学生に限定しない事業 ウ 特定の法人及び個人の利益を追求するための事業
2 事業実施主体	県内の受入校（大学、短期大学、専門学校（専修学校における専門課程のものを指す。）、その他外国人留学生を受け入れる教育機関）
3 補助条件	(1) 申請時点で、外国人留学生（交換留学生を除く。以下同じ。）の受入実績があること。 (2) 当該年度に外国人留学生を新規に30名以上受け入れる計画があること。 (3) 当該年度に項目1(2)で掲げる事業を必ず実施すること。 (4) 成果目標を設定し、進捗状況を管理すること。
4 補助対象経費	報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、保険料、広告料、委託料、使用料及び賃借料、その他知事が必要と認めた経費
5 補助対象期間	当該年度の4月1日から3月31日まで
6 補助率	1 / 2
7 補助上限	500千円

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める期日までに、香川県外国人留学生就職促進事業費補助金交付申請書（第1号様式）を知事に提

出しなければならない。

- 2 前項の規定により申請を行うに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金の額から減額して申請しなければならない。ただし、当該申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないときは、この限りでない。

（補助金の交付決定）

- 第5条 知事は、前条の規定により提出された申請書を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付決定を行い、その内容を申請者に通知するものとする。
- 2 知事は、前項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項の規定により補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額するものとする。
- 3 知事は、前条第2項のただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（補助事業の変更等）

- 第6条 規則第7条の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容の変更（補助事業の内容に著しい変更を及ぼさない程度の変更又は補助対象経費の20パーセント以内の変更を除く。）をしようとする場合は、あらかじめ、香川県外国人留学生就職促進事業変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

- 第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、香川県外国人留学生就職促進事業中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業の遅延等の報告）

- 第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

- 第9条 補助事業者は、補助事業を完了したとき、又は第7条の規定による廃止の承認を受けたときは、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了予定年月日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、香川県外国人留学生就職促進事業費補助金実績報告書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。
- 2 第4条第2項ただし書の規定の適用を受けた補助事業者は、前項の規定により実績報告を行う場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときは、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第10条 知事は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その実績報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容(第6条第1項の規定による承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合していると認められるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 4 補助事業者は、第1項の規定による通知を受けたときは、速やかに、香川県外国人留学生就職促進事業費補助金交付請求書(第5-1号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の支払い)

- 第11条 知事は、前条第1項の規定による額の確定後、同条第4項の請求があった場合に、補助金を支払うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業で必要と認めるものについて、補助事業者に対し補助金の概算払をすることができるものとする。この場合において、補助事業者は、香川県外国人留学生就職促進事業費補助金交付請求書(第5-2号様式)により、知事に補助金の交付を請求するものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第12条 知事は、第7条の規定による承認をした場合又は補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規定又はこの要綱の規定に基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。
- (5) 補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (6) 補助事業の遂行ができないとき。
- 2 知事は、前項に該当するものとして補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付してその返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、前項に基づく補助金の返還を命じる場合には、知事が必要がないと認める場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命じるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第10条第3項の規定を準用する。

(補助金の経理等)

- 第13条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 第4条第2項ただし書の規定の適用を受けた補助事業者は、第9条第1項の規定により実績報告を行った後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定したときは、その金額（同条第2項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（第6号様式）により、速やかに、知事に報告するとともに、補助金を受領した後においては、知事の指定する期日までにこれを返還しなければならない。

2 前項の返還については、第10条第3項の規定を準用する。

（財産の管理）

第15条 規則第22条第2項ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間（同令に規定のない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第22条第2項第4号の知事が別に定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

3 補助事業者が知事の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、知事は、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

（報告、検査及び指示）

第16条 知事は、補助事業を適正に実施させるため必要があるときは、補助事業者に対して補助事業に関し報告をさせ、又はその職員に書類若しくは補助事業の遂行状況を検査させることができる。この場合において、知事は、特に必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な指示をすることができる。

（事業成果のフォローアップ）

第17条 補助事業者は、補助事業の実施年度以降、補助事業の成果等について、知事から報告を求められた場合、それに応じるものとする。

（補則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。